

1. 東京DMAT運営要綱等の制定・改正の経緯

(1) 東京DMAT運営要綱の制定(平成16年7月23日付16健医救第276号)

第1 目的

大震災等の自然災害をはじめ、大規模交通事故等の都市型災害の現場で救命処置等を行う災害医療派遣チーム(東京DMAT)の編成及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする

(2) 東京DMATの運営に係る今後の対応(平成22年度審議事項)

- ① 首都直下地震における統括・指揮は、都災害対策本部福祉保健局が実施
- ② これを支援するために東京DMAT支援アドバイザーを設置
- ③ 東京DMATは、東京消防庁の指揮下で災害現場で活動
- ④ 医療救護班や他県DMAT等は、災害拠点病院で病院長の指揮下での病院支援、広域医療搬送に投入

(3) 東日本大震災の発生と東京DMATの主な活動

- ① 東京DMATは、緊急消防援助隊が設営した後方支援本部(気仙沼市内グランド)を拠点として活用
- ② ヘリで搬送されてきた被災者のトリアージ及び医療処置を実施
- ③ 気仙沼市立病院(災害拠点病院)の敷地内にテントを設営し、来院患者に対して医療支援活動を実施
- ④ 避難所(中学校体育館)や精神医療施設において医療支援活動を実施

(4) 東日本大震災における東京DMAT活動の検証-平成23年度第1回東京DMAT運営協議会(23.11.8)-

【委員からの主な意見】

- ① 広域災害では、地域の医療機能が停止しており、大きな災害医療体制の中で東京DMATの検討が必要
- ② 東日本の対応は想定外で東京DMATは何をするものなのか議論してから首都直下や都外派遣を検討
- ③ 災害医療体制を審議する会議体を設置し、東京DMAT活動との整合性を図っていかねばならない
- ④ 東京が被災した場合は出動でなく、全国DMATの受入れや調整に向けて検討

【審議結果】

- 首都直下地震活動要領及び都外派遣活動要領の策定に向けて、企画・調整小委員会で審議を継続

(5) 東日本大震災の検証を踏まえた都の対応

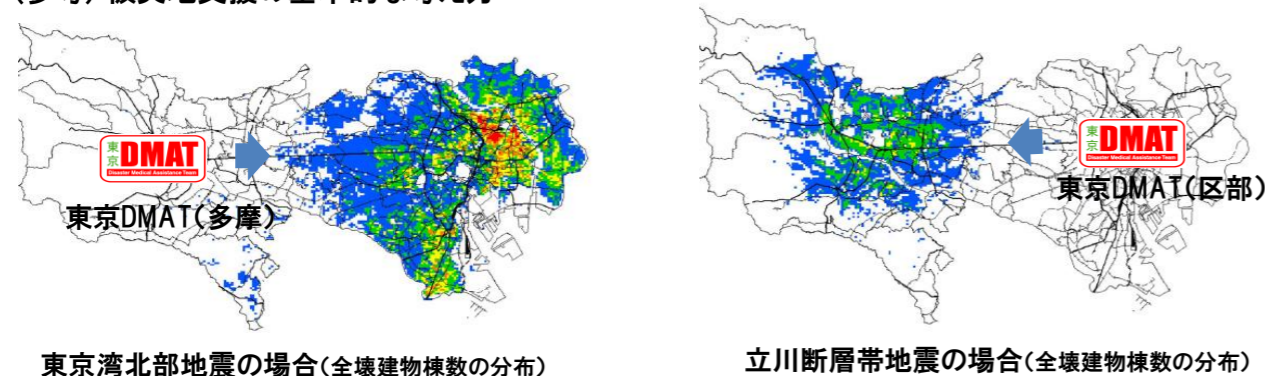
平成23年12月 東京都災害医療協議会を設置・開催し、首都直下地震発生時の対応について検討開始
平成24年 1月 東京都災害医療コーディネーター3名を任用

(6) 東京DMAT運営要綱の改正(平成24年7月2日付24福保医救第205号)

第2 出場

- 2 都内の大規模地震災害に出場する場合
東京都内において大規模地震災害が発生した場合の必要な事項は、別に定める
→ 東京都内大規模地震災害発生時活動要領

(参考) 被災地支援の基本的な考え方



2. 東京DMAT活動の見直しに関する審議・訓練

(1) 平成26年度第2回 企画・調整小委員会(平成27年2月2日開催)

- ① 首都直下は総力戦であり、都内最大の能力がある東京DMATをいかに活用するか考えるべき時期
- ② 拡大解釈して運用される問題もあるが、原則は現場活動で、状況により本部支援活動等を実施
- ③ (東京DMATの根幹を揺るがすものではないように、という事務局説明に対し、)
根幹を揺るがさないのであれば、東京DMATは現場活動だが、都民目線から見れば柔軟な活動も必要
- ④ 72時間までは、各病院が自ら対処することが基本原則で、東京DMAT活動は災害現場に限られるべき
- ⑤ 災害拠点病院はDMATの病院支援に期待しているが、被災地内の病院から東京DMATが行くのは厳しい

(2) 平成26年度第2回 東京DMAT運営協議会(平成27年2月18日)

東京都の災害医療体制の状況や東京DMATに求められるべき事項が示されれば、要綱・要領上の問題点について、運営協議会で検討することは可能

(3) 平成26年度 東京都災害医療協議会(平成27年3月27日)

現場活動だけでなく、東京都の災害医療体制を支えていく重要なポイントで東京DMATに協力を求めていくことで、事務局に調整をお願いしていきたい

【東京DMATに想定される特性】

- ① 迅速性: 日本DMATなどの医療チームが全国から参集するまで、東京DMATが唯一機動性を有している
- ② 地域性に精通: 都の災害医療体制にとって最も中心的な役割を果たすことができる
・「地元東京の災害医療の専門家」として、総力戦の中で中心的な役割を担うこと
・地の利を生かし、多種多様な関係機関と顔の見える関係を構築することで、効果的な医療救護活動に寄与

(4) 平成27年度第1回 企画・調整小委員会(平成27年5月27日)

- ・東京DMATは、従来どおり、交通事故等の都市型災害に出場することに変更はない
- ・本件は、首都直下という特別な状況下で、東京DMATが特例で活動することであるから、運営要綱を大きく変更するのではなく、「東京都内大規模地震災害発生時活動要領」を見直していく
- ・特例であることを隊員に明確に示した上で、首都直下地震における対応に向けた研修や訓練が必要

(5) 東京都総合防災訓練・大規模地震時医療活動訓練(平成27年9月1日)

- ・東京DMATが、救出救助活動拠点(都立木場公園)、医療対策拠点(区部7病院)、羽田SCU等に出場

(6) 平成27年度第2回 企画・調整小委員会(平成27年11月9日)

- ・首都直下地震時において、東京DMATがどこまで活動すべきか、その位置づけを明確にすること
- ・東京DMATでなければならないのか、非代替性の議論を深めていくこと
- ・東京DMATが新たな活動を行う場合には、研修・訓練が必須

◎ 1,000名の隊員を有する東京DMATを都民のために最善の形にできるように議論を重ねていく

(7) 多摩地域医療活動訓練・DMAT関東ブロック訓練(平成28年1月30日)

- ・東京DMATが、医療対策拠点(市部5病院)や町田市医療救護活動拠点に出場

(8) 平成27年度第3回 企画・調整小委員会(平成28年2月10日)

- ・東京に即した災害医療の教育や戦略は、東京の教育システムでつくり上げていくもの
- ・東京DMATは現場活動しか教育を受けていないので、新たな活動を行う場合には、研修・訓練が必須
- ・日本DMATの参集に時間を要する状況で、発災後72時間を乗り切るためのコマンドを東京DMATに教育
- ・コマンドできる人材が必要なことは理解しているが、東京DMATの中で作るべきか疑問(事務局)日本DMATの代わりではなく、救命救急センター等を有する東京DMAT指定病院を中心とした体制を検討

◎ 各活動に実効性が伴うのか、新たな活動を行うとした場合の教育方法など、更に整理・検討を進めていく